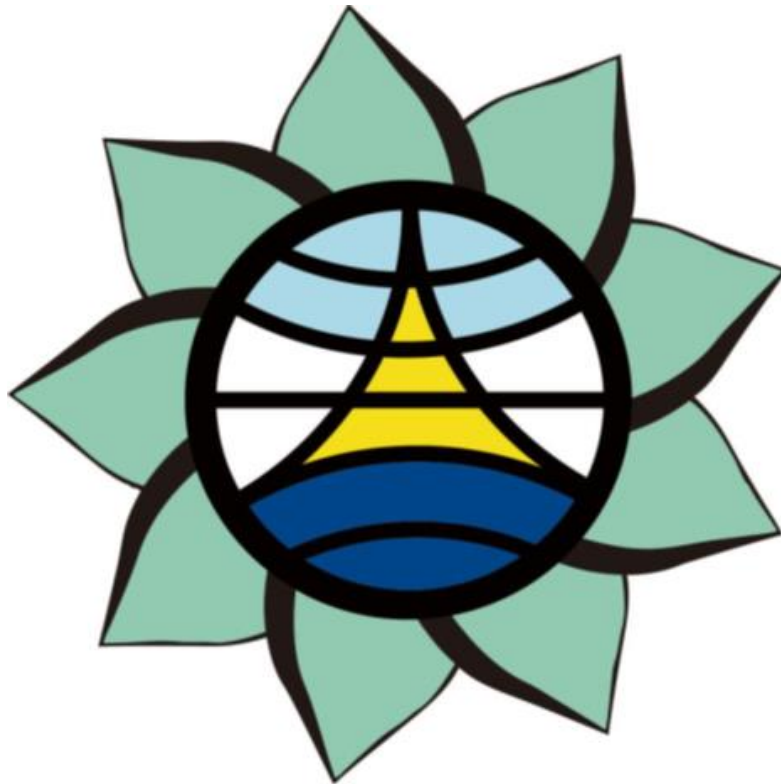


学校いじめ防止基本方針

令和7年度(2025)

春日学園 輝く明日へ



つくば市立春日学園義務教育学校

目 次

I いじめの防止に関する基本的な事項

1 いじめの定義と基本的な考え方

2 重大事態について

3 いじめの解消について

II いじめへの対応

1 未然防止のための取組

2 早期発見のための取組

3 問題への対応（いじめ発見から解決までの取組）

4 いじめ対策組織と年間計画

I いじめの防止に関する基本的な事項

1 いじめの定義と基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義されている。（いじめ防止対策推進法第2条1項）なお、いじめか否かの判断は、いじめられた児童等の立場に立って行う。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

【いじめの定義の4つのポイント】▼

- ①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること▼
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること▼
- ③AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと▼
- ④Bが心身の苦痛を感じていること▼

～いじめの重大事態対応マニュアルより～（H31.3 茨城県教育委員会）

2 重大事態について

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（自殺等重大事態）及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（不登校重大事態）と定義されている。（法第28条第1項）

【いじめの重大事態の調査に関するガイドラインによる例示】

①児童生徒が自殺を企図した場合

- ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

- ・リストカットなどの自傷行為を行った。・暴行を受け、骨折した。
- ・投げ飛ばされ脳震盪となった。・殴られて歯が折れた。
- ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③金品等に重大な被害を被った場合

- ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- ・スマートフォンを壊された。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・欠席が続き（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

【不登校重大事態の例示】

⑤いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされた場合

- ・いじめを認知し、解消に向けて校内において組織的に取り組んでいる段階であるが、被害児童生徒の欠席が継続又は断続的に続いている。
- ・一定期間連続で欠席しており、学校ではいじめを認知していないが、児童生徒・保護者から「いじめがあり、学校に行きたくない」との申立てがあった。

3 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。（いじめの防止等のための基本的な方針）

Ⅱ いじめへの対応

1 未然防止のための取組―発達支持的生徒指導の視点から―

- 学級経営の充実
 - ・児童生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、児童生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合える学級をつくる。
 - ・児童生徒の自主・自律・自治的活動を保障し、規律と活気ある学級集団づくりを進める。
 - ・正しい言葉遣いのできる集団を育てる。「キモイ」「ウザイ」「死ね」など人権意識に欠けた言葉や個人の体格、性格・性質、家族等への配慮を欠いた言葉への指導を行う。
 - ・教師自身、いじめのモデリングになるような言動に十分注意する。(児童生徒をからかう、集団の前で一人を叱責する等)
- 授業中における生徒指導の充実
 - ・「自己決定」、「自己存在感」、「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。(生徒指導の3機能)
 - ・「楽しい授業」「わかる授業」をととして生徒の学びを保障する。
- 道徳、学級活動、つくばスタイル科において
 - ・いじめを題材として取り上げることが道徳の指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を育む授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
 - ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。
 - ・話し合い活動をととして、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
 - ・構成的グループ・エンカウンター等社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。
- 学校行事において
 - ・児童生徒が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。
- 児童生徒会活動において
 - ・自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。(児童生徒会主体のいじめ防止フォーラムの企画運営等の展開)
- 家庭や地域との連携
 - ・いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図るとともに、家庭教育学級等において、いじめに関する講演会を実施する。

2 早期発見のための取組―課題予防的生徒指導の視点から―

- 複数の教員の目による日常の交流をととして、いじめの早期発見に努める
 - ・多くの教師が様々な教育活動をととして児童生徒に関わることにより、児童生徒の変化を見逃さない。
 - ・休み時間、放課後の校内巡回を計画的に行う。
 - ・いじめチェックリストを活用した振り返りを定期的に行う。
 - ・スクールカウンセラーや学校生活指導員が、積極的に学級訪問、授業参観などを行う。
- アンケート等の調査を計画的に行う
 - ・「学校生活アンケート」「いじめ実態調査」を定期的(5月、6月、9月、11月、2月)に実施する。
 - ・アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。
- いじめのチェックリストの活用と教育相談による把握
 - ・担任はいじめのチェックリストを毎月実施し、実態把握を行う。実施後相談が必要と思われる児童生徒には、早急に教育相談を実施する。
 - ・児童生徒が教育相談を希望したり、相談が必要と思われたりする場合は、担任及び担任以外(教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールサポーター等)がいつでも相談ができる体制を整え、その旨を児童生徒に周知しておく。スクールカウンセラー、学校生活指導員との連絡調整は教育相談担当が行い、いつでも教育相談ができる体制を整える。
 - ・面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。
- 保護者や地域からの情報提供の場をつくる
 - ・いじめ問題に対する学校の考えや取組を保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
 - ・家庭や地域から情報提供があった場合は誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため、名前等できるだけ詳細に情報を得るようにする。

3 問題への対応（いじめ発見から解決までの取組）－困難課題対応生徒指導の視点から－

① いじめの情報の把握・いじめの発見

発見者→担任→学年主任・学年担当→生徒指導主事→校長・副校長・教頭・教務

② 対応チームの編成

（基本チーム） 校長・副校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・該当学年主任・養護教諭
（適宜） 担任・学年担当・部活動顧問・授業担当・SC 等事案に応じて柔軟に編成

③ 対応方針決定・役割分担

（1）情報の整理

・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子供の特徴

（2）対応方針

・緊急度の確認（自殺、不登校、暴行などの危険度）
・実態の把握や指導の際に留意すべきことを確認

④ 事実の究明～被害者→周囲の子供→加害者の順で～

- いじめられている子供や、周囲の子供から話を聞く際は、人目につかないような場所や時間帯を配慮して行う。
- 安心して話せるように、子供が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら事実を認識する。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 話を聞き終えた後は、当該児童生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明をする。
- × いじめられている子といじめている子を同じ場所で事情を聴くこと。
- × 注意、叱責、説教だけで終わること。
- × 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- × ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- × 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

⑤ 被害者への対応

- ◎ 共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるように、児童生徒の良さや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の児童生徒との今後のつきあい方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるような支援を継続する。
- × 「君にも責任がある」「がんばれ」等の指導や安易な励ましは決してしない。

⑥ 加害者への対応

- ◎ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、反省させる。
- 話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。
- 被害者のつらさに気付かせ、責任転嫁を許さず自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- 面談や教師との交流を続け、成長や良さを認めていく。

⑦ 他の児童生徒への対応

- ◎ いじめは学級や学年等の集団全体の問題とし、教師が児童生徒と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を見つけたら、止めること、大人に知らせることが辛い立場にある人を救うことになる、ということを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者であることを伝え、被害者の気持ちを考えさせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けて話し合わせ、活動を支援する。

⑧ 関係機関との連携

- 市教育委員会・教育相談センター＝報告と対応方針の相談
- 警察＝暴行傷害・恐喝等の事件の発生
- 医療機関＝被害者の心身の外傷
- P T A＝本部役員会への報告・相談

⑨ 保護者への対応

被害者の保護者

- 家庭訪問を行い、事実を伝え、徹底して児童生徒を守り、支援していくことと対応の方針を具体的に伝える。
- いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- 対応の経過を伝え、理解と協力を得る。

加害者の保護者

- 家庭訪問を行い事実を経過と共に伝え、その場で児童生徒に事実の確認をする。
- 相手の子供の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と児童生徒の変容等を伝え、指導に対する理解を求める。

4 いじめ対策組織と年間計画

◎ いじめ対策委員会の実施

- ・校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、該当学年主任、担任で構成する。
- ・生徒指導部会や学年会でいじめについての実態、取組について協議する。
- ・緊急の対応が必要な場合は、その都度、早急に委員会を実施する。

◎ いじめ対策担当の設置と業務

- ・生徒指導主事がいじめ問題解消支援を担当し、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ・いじめ対策委員会の運営と会議結果の全職員への周知を行う。
- ・いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ・対応する教職員への相談や助言、スクールカウンセラーや学校生活指導員、スクールソーシャルワーカー、外部機関との連絡調整を行う。
- ・いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。

◎ 教職員の意識向上のための校内研修の実施

- ・ 校内研修を計画的に実施し、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。
- ・ いじめチェックリストを活用し、いじめ発見スキルの向上を図る。

いじめに関する共通理解事項

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（文部科学省）

認知件数が多いことは悪いことではない。いじめ問題に対する意識の高さの表れと考え、件数の多い少ないではなく、認知した事案をどれだけ、どのように解決したかが大切。

《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

- ・ いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って、子どもや保護者からの通報、他の教職員から情報に真摯に対応する。
- ・ 自分が担当する学級、授業、部活動等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

《いじめと犯罪の関係についての認識》

- ・ いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝、侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。

◆いじめ対策年間計画◆

月	教職員の活動			児童生徒の活動	
	対策委員会	校内研修	実態調査	学級活動	児童生徒会活動
4	○全体計画の検討	○いじめに対する 共通理解	○児童生徒の家庭 での生活の様子の 把握		
5			○児童生徒の家庭 での生活の様子の 把握 ○いじめ実態調査		
6		○学校生活アンケ ートの分析 ○教育相談につい て	○学校生活アンケ ート実施	○学級のルールや 人間関係づくりの ための活動	
7	↓	○三者面談につい て	○教育相談月間	○ソーシャルスキ ルトレーニング実 施	○学校生活フォー ラムの計画実施
8		○教育相談技術 (講師 SC)			
9		○フォーラムに向 けて	○いじめ実態調査		○フォーラムの準 備
10	○学校評価を受け ての対策の点検	○		○行事を通じた人 間関係づくり	○フォーラムの準 備
11	↓		○学校生活アンケ ート実施		○フォーラム
12		○アンケート分析	○教育相談月間		
1				○話合い「学級に ついて」	
2			○いじめの実態調 査 ○教育相談月間		
3	○評価と次年度の 計画のまとめ	○評価と次年度の 課題	○相談内容のまと め	○反省と次年度計 画	○反省と次年度計 画

